

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました

愛媛労働局

平成 29 年 10 月 1 日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県（地域別）最低賃金額が改正されました。

愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1 時間 739 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。また、愛媛県（地域別）最低賃金より高い特定（産業別）最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。739 円以上の賃金を支払わない場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（☎089-935-5205）又は松山（☎089-917-5250）・新居浜（☎0897-37-0151）・

今治（☎0898-32-4560）・八幡浜（☎0894-22-1750）・宇和島（☎0895-22-4655）の各労働基準監督署へどうぞ

「業務改善助成金」のご利用を！

事業場内最低賃金を引き上げる場合の助成制度があります。

詳しくは、裏面を御覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト

<http://pc.saiteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

助成金を活用した会社の生産性向上について

申請コースごとに定められた事業場内の最低賃金の引上げと並行して生産性の向上のための設備投資などを行うと、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。

(千円未満切り捨て)



申請コース区分	事業場内最低賃金	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	※750円未満	30円以上	7/10 (常時雇用する労働者数が企業全体で30人以下の場合は3/4)	50万円
40円コース	※800円未満	40円以上		70万円
60円コース	※1,000円未満	60円以上		100万円
90円コース	※800円以上	90円以上		150万円
120円コース	1,000円未満	120円以上		200万円

※助成対象事業場は事業場内最低賃金と引上げ額が要件に該当する事業場

●過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

ホームページのご案内

厚生労働省ホームトップページの「政策について」の項目をクリック

開いたページの「各種助成金・奨励金等の制度」の項目をクリック

開いたページの「最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業(業務改善助成金)」の項目をクリック

開いたページに「リーフレット」、「パンフレット」及び「特設サイト」の案内項目をそれぞれクリック

それぞれに概要説明があります

このページをスクロールするとページ下部に「交付要綱」「交付要領」「各種様式」の項目があります。申請様式などは「各種様式」(Word)をダウンロードして活用ください。

お問い合わせ

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL 089-935-5222

最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談・社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご活用ください。

中小企業事業主の皆様

相談

最低賃金総合相談支援センター
(ワン・ストップ無料相談窓口)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討

専門家派遣

相談窓口

愛媛県最低賃金総合相談支援センター
〒790-0813
松山市萱町4丁目6番地3
愛媛県社会保険労務士会内
電話 0120(932)285
Eメール
ehime-saichin@ehime-sr.or.jp

経営に関する相談の例

- 販路開拓
 - 新規事業
 - 技術指導
 - 資金調達
 - マーケティング
 - IT活用による経営力強化
- 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則(賃金規定など)の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚生労働省関係支援制度のご案内